

生駒市優良工事表彰要領

(目的)

第1条 この要領は、生駒市が発注した建設工事（以下「工事」という。）のうち工事成績が優秀な工事の受注者及び技術者を表彰するために必要な事項を定めることによって、その技術及び意欲の向上を図り、もって本市における工事の品質の向上及び適正な施工に資することを目的とする。

(表彰の区分と対象)

第2条 表彰は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 優良工事受注者表彰 工事を優秀な成績で施工した受注者のうち生駒市内に本店を置くものを対象とする。
- (2) 優良工事技術者表彰 前号の規定において選定された工事の主任技術者又は監理技術者を対象とする。

(表彰の審査対象工事)

第3条 表彰の審査対象となる工事は、生駒市が競争入札に付した工事のうち、表彰年度の前年度に完成した工事で当初契約時の請負金額が500万円以上のものとする。

(表彰の審査)

第4条 表彰の対象となる受注者及び技術者は、生駒市建設工事等入札参加者資格審査要綱第2条に規定する生駒市建設工事等入札参加者資格審査委員会が審査及び選定を行い、市長に報告するものとする。

(表彰の審査基準)

第5条 表彰年度の前年度に完成した工事で、生駒市建設工事成績評定要領に基づき施行された工事成績評定点（評定点合計）が80点以上となる工事を施工した受注者及び技術者に対して表彰を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、表彰の対象となる受注者が、表彰年度の前年度当初から表彰する前日までの間において、次の各号のいずれかに該当するときは表彰を行わない。

- (1) 生駒市建設工事成績評定要領に基づき施行された工事の工事成績評定点（評定点合計）が65点未満となる工事があったとき、又は法令遵守等の考査項目が減点評価の工事があったとき。
- (2) 生駒市入札参加資格が消滅したとき。
- (3) 生駒市建設工事等入札参加資格者入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止の

措置を受け、又は受けるおそれがあること。

(4) その他、市長が表彰するに不適當であると認めるとき。

(表彰の方法)

第6条 表彰は市長が行い、表彰状を授与する。この場合において、表彰を受ける受注者が共同企業体である場合には、各企業に対し、同一の表彰を授与するものとする。

2 表彰は、毎年度1回行う。

(庶務)

第7条 表彰に係る庶務は、契約検査課が処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成20年5月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年7月1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。